

東日本大震災十周年追悼式の実施について

〔 令和3年3月2日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

東日本大震災発災十年を機に、下記により、東日本大震災十周年追悼式を実施する。

記

1 追悼式は、政府主催により、令和3年3月11日（木）、国立劇場において、天皇皇后両陛下の御臨席のもとに、各界代表の参加を得て実施する。

2 追悼式の円滑な実施を図るため、実行委員長、副委員長、委員及び幹事を置く。

実行委員長は、内閣総理大臣とし、副委員長、委員及び幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。

3 追悼式の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために必要な措置を講ずるものとする。